

京都市告示第 69 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯29号線	北区上賀茂津ノ国町37番地の3地先から同町37番地の2地先まで	告示の日
山科勸修寺経66号線	山科区勸修寺南大日町155番地地先から同町152番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)